

医療費の申告について

自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、金額に応じた控除を受けることができます。
※会社などの年末調整では控除されず、申告が必要です。

■セルフメディケーション税制

がん検診、予防接種、定期健康診断など、健康の保持増進及び疾病の予防を行っている方で、検診などの費用とスイッチOTC医薬品（医療用だった医薬品を、有効成分や用法・用量をそのままに市販化したもの）の購入額が12,000円を超えている場合が対象（控除上限額88,000円）。

■医療費の明細書

医療費の領収書の提出は不要ですが、医療費の明細書の提出が必要です。

様式は市役所窓口にお越しくだりか、国税庁ホームページから入手できます。領収書については自宅で5年間の保管が必要ですので捨てないようご注意ください。

■医療費の通知書（お知らせ）

医療費の通知書（お知らせ）を添付書類とすると前記の医療費の明細書への記入を省略できます。

通知書に記載がないものは領収書で補う必要がありますのでご注意ください。

生活に直結します

市・道民税の申告で国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定されます。申告をしないと税や保険料が高くなったり、医療費の助成が受けられなかったりしますので、必ず市役所で申告をしてください。

申告が必要な方

- 事業者（報酬のある方）、農業経営者
- 年金、恩給などの受給者
- 配当金（株の配当など）、不動産収入（家賃や地代など）、一時的な収入（保険の満期など）、雑収入（その他）などがある方（それぞれ少額である場合も申告が必要）
- 令和元年中の給与の収入金額が2千万円超の方
- 給与所得者で令和元年12月31日までに退職、または2カ所以上で勤務し、年末調整ができなかった方
- 所得がない国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの加入者
- 児童扶養手当受給者
- 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費助成受給者

※滝川税務署や郵送、またはe-Taxにて確定申告をした方は、市役所での申告は不要です。

公的年金収入が400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下かつ公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、市・道民税の申告をしないと所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになります。

扶養控除や医療費控除などについては、申告をしないと市・道民税が高く計算される場合があります。確定申告が不要な方も市・道民税の申告を行って下さい。

記帳・帳簿などの保存制度について

寄附金控除を受けるには、前年中（1月1日～12月31日）に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民税の申告が必要です。申告には寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証や領収書など、寄附を行ったことを証明する書類が必要です。なお、受領証などは申告される方が寄附者として記載されているものに限ります。

事業所得、不動産所得、山林所得がある全ての方は、記帳と帳簿類の保存が必要です。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度については、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象です。詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧いただき、滝川税務署（☎ 022-2191）までお問い合わせください。（電話でお問い合わせの場合は、自動音声に従い合「2」をお選びください）

確定申告 市・道民税と所得税の申告

問合せ・ご相談
市税係
☎ 32-2219

お願い

- 混雑をさけるため、なるべく指定日にご申告ください。
- 例年、混雑で待ち時間が長くなります。不動産譲渡所得（土地や建物の売買）、配当所得（株の配当など）、株式譲渡所得（株式の取引）、住宅借入金特別控除（初年度の申告）がある方は、滝川税務署での申告にご協力をお願いします。
※確定申告会場内でのコピーは行いません。必要な添付書類（源泉徴収票、領収書など）は、事前にコピーなどしてからご来場ください。

受付時間

午前8時30分～11時30分、
午後13時～16時

※8時30分以前、
11時30分～13時は受付不可

持参するもの

- 印鑑（所得税を口座振替で納税希望の場合、その銀行印）
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 身分証明書（運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など）
- 給与、年金、報酬のある方は、令和元（平成31）年中の収入を示す資料（源泉徴収票など）
- 営業収入、不動産収入がある方は、売上げ及び必要経費に関する資料

期日	収入のない方	障害年金受給者	指定地域（対象者）
2月12日(水)			
2月13日(木)			
2月14日(金)			
2月15日(土)			
2月16日(日)	市内全域	西文京町	市内全域
2月17日(月)	北文京町	東文京町	市内全域
2月18日(火)	桜木町・豊丘町・字豊里	豊栄町	住友地区・赤間地区・東豊里町・西豊里町
2月19日(水)	宮下町	若木町南・若木町北	茂尻元町・茂尻旭町・茂尻新町・茂尻栄町・百戸町
2月20日(木)	若木町東・若木町西	東豊里町・西豊里町	茂尻宮下町・エルム町
2月21日(金)	茂尻春日町・茂尻新町・百戸町	茂尻新町・茂尻栄町・百戸町	平岸新光町・平岸西町
2月22日(土)	平岸桂町・平岸東町・茂尻本町	平岸桂町・平岸東町・茂尻本町	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町
2月23日(日)	市内全域	幌岡町・共和町・住吉町	幌岡町・共和町・住吉町
2月24日(月)	幌岡町・中央町	昭和町・幸町	昭和町・幸町
2月25日(火)	市内全域	泉町・美園町	泉町・美園町
2月26日(水)	大町・東大町・日の出町	大町・東大町・日の出町	大町・東大町・日の出町
2月27日(木)	錦町・本町	錦町・本町	錦町・本町
2月28日(金)	遺族年金受給者		遺族年金受給者
2月29日(土)			
2月30日(日)			